

10月28日
開始

宅地建物取引業の 免許申請等手続きが オンライン化します！

国土交通省電子申請システム「eMLIT」による手続きが始まります



国土交通省手続業務一貫処理システム「eMLIT」は、
インターネットを通じて、国土交通省所管法令等に
基づく申請・届出等を受け付けるシステムです。

2024年
10月28日 からスタート

オンライン申請対応手続き一覧

- 宅地建物取引業免許申請（新規・更新）
- 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請
- 宅地建物取引業者免許証再交付申請
- 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出
- 宅地建物取引業者廃業等届出
- 営業保証金供託済届出
- 宅地建物取引士資格登録申請
- 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請

※ 宅地建物取引士証の交付手続きについては、当面の間、
オンラインによる申請はできません。



手数料の電子納付

- 宅地建物取引業の免許申請等の手続きのオンライン化に
伴い、手数料が電子納付できるようになります。
- 電子納付は、県の手数料電子納付システム上で行います。

※ 申請書の内容を確認した後、県から電子納付についてメールが届きます。
それにより電子納付の手続きを行います。

オンライン申請のメリット

メリット
1

会社・自宅からインターネットで申請が可能

会社や自宅のパソコンからインターネットで申請書類を作成し、申請ができますので、行政庁への訪問や郵送での申請が不要になります。

※ 従前どおり、紙媒体による申請も受け付けます。

メリット
2

前回申請データの再利用

前回申請したデータを利用して申請書が作成できますので、入力の手間が省けます。

メリット
3

エラーチェック

システムによるエラーチェックを行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、作成誤りが少なくなります。

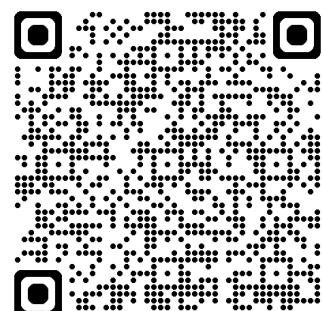
オンライン申請の手順

- ① 「eMLIT」にログイン→申請データを入力→必要書類を添付
- ② 県が申請データのチェックを行い、手数料の電子納付の依頼
- ③ 県の手数料電子納付システムにより、手数料の支払い
- ④ 手数料の確認、申請内容の審査が終わると手続きが完了！

※ 手続きの詳細については、国土交通省HPを参照してください。

ご利用にあたっての注意事項

- ・ 宅地建物取引業に関する免許申請には「gBizID プライム」もしくは「gBizIDメンバー」のアカウントが必要です。
事前にアカウントをご準備ください。
※ 詳細は「GビズID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルを参照してください。
- ・ 宅地建物取引士に関する申請には「eMLIT」のアカウントが必要です。事前にアカウントをご準備ください。



お問い合わせ 静岡県 くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課

TEL:054-221-3077